

PI 外環沿線協議会 規約

【名称について】

(1) 本会は、「PI 外環沿線協議会」(以下「沿線協議会」という)と称する。

【趣旨について】

(2) この規約は、沿線協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(追加) 別紙 1 の「PI 外環協議会 (仮称) 設立に向けた確認内容」を踏まえ、

【目的について】

(3) 沿線協議会は、東京外かく環状道路 (関越道 ~ 東名高速) (以下「外環」という) について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞き計画づくりに反映するため、パブリック・インボルブメント (PI) 方式で話し合うことを目的とする。
(変更) 聞く ←

【位置づけについて】

(4) 沿線協議会は、結論を出すことを目的とするのではなく、沿線 7 区市の関係者、地元自治体、国土交通省、東京都の話し合いの場とする。

【話し合い内容について】

(5) 沿線協議会は、外環計画の必要性の有無 (効果と影響) 及び、外環計画の内容、その他の必要な事項について話し合いを行う。

【構成について】

(6) 沿線協議会は、関係者、地元自治体、国土交通省、東京都をもって構成し、構成員は別紙 1 の通りとする。
(変更) 協議員 ←
→ (変更) 2

【構成員の任期について】

(7) 構成員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
→ (変更) 協議員

【事務局について】

(8) 沿線協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局および東京都都市計画局に置く。
(追加) 当面、

【沿線協議会の運営について】

(9) 沿線協議会には、進行役を置く。
沿線協議会の運営に関して、その他必要な事項は、別途運営細則を定める。

【沿線協議会の公開について】

(10) 沿線協議会は、公開するものとする。

【補則について】

(11) この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、沿線協議会に諮り定める。

附 則 この規約は平成 14 年 6 月 20 日から施行する。

パブリック・インボルブメント (PI) = 市民参画 : 原義は市民等を積極的に関与させる意

(当初案から見え消したもの)

PI外環沿線協議会 運営細則

1 運営について

→ (変更) 7時から9時

会議は原則として、毎月2回、第一火曜日と2週間後の週の木曜日の午後~~6時30分から8時30分~~まで、東京都庁本庁舎内の会議室で開催することとします。

会議は協議員ご本人の出席とし、協議員の出欠は事務局が事前に確認します。(追加) 会議を欠席する場合は、事前に意見メモを提出することができることとします。

別
紙

協議員は、会議資料として配付したい資料がある場合、事前に事務局へ提出することとします。事務局は、上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員へ配付し、それに関する意見や質問を協議員にお聞きします。会議当日は、まず、お聞きした意見等に関する議論を行うこととします。

会議資料は公開します。会議における発言は事務局が速記して会議録を作成し、次回の協議会に諮って公表します。また、速報性を確保するために、事務局は協議会概要メモを作成し、公表します。

(追加) 発言者名を付し

2 会議の進行について

進行役は、会議が円滑で効率的に運営できるよう進行を行うものとします。

各協議員は会議の進行に協力し、会議中は進行役の指示に従うこととします。

協議員が会議中に発言をする場合は、挙手の上、進行役の指名により発言することとします。

進行役に指名された協議員の発言中、他の協議員は静粛にし、発言を遮らないこととします。

多くの協議員が発言できるよう、発言は要旨を簡潔にまとめて、最大5分以内で行うこととし、進行役は全体の会議時間との関係から発言が簡潔になるよう発言者へ促すことができることとします。

他の協議員の発言を誹謗・中傷するような発言は、行わないこととします。

3 その他

このほか、この運営細則に定めのない事項が生じた場合は、沿線協議会に諮って定めることとします。

(追加) 又は変更の必要

別 紙

【第3回沿線協議会提示案】

1 運営について

協議員は、会議資料として配付したい資料がある場合、事前に事務局へ提出することとします。事務局は、上記資料を含めて会議資料を会議前日までに協議員へ配付し、それに関する意見や質問を協議員にお聞きします。会議当日は、まず、お聞きした意見等に関する議論を行うこととします。

【第4回沿線協議会提案】

1 運営について

事務局は、次回の協議会の会議資料を原則として会議前日までに協議員へ配付し、各協議員は、事務局に意見メモを提出することができます。各協議員は、当日の会議に関連する会議資料を配付することができます。その際、会議5日前までに事務局に提出した場合には、会議前日までに事務局が協議員に配付し、会議4日前から会議前日までに事務局に提出した場合には、当日事務局が配付します。各協議員が会議前日までに提出できない場合には、必要部数を用意し、会議開始までに配付することとします。